こども園・保育所 登園自粛を

可能な方は「家庭保育」にご協力ください。

概要

4月16日に国から全国に緊急事態宣言が出されました。

公立認定こども園・保育所については開園しますが、認定こども園等での集団生活に おける感染拡大防止のため、ご家庭での保育が可能な場合は、登園の自粛をお願いする こととします。

対象者

公立認定こども園・保育所を利用する保護者のうち、家庭での保育が可能な方。

- ※ 仕事を休むことが困難で保育が必要な場合は、保育が可能です。
- ※ 仕事等の調整が可能な方は、遅めの登園や早目のお迎えをしていただくなど、利 用時間の短縮にご協力をお願いしています。

登園自粛の期間

令和2年4月18日(土)から5月6日(水)まで

※ 今後の感染症の拡大状況等により、延長する可能性があります。

期間中の保育料等について

自粛期間中の保育料(0~2歳児)については、登園を自粛した日数分を日割り計算により減免します。

公立施設の副食費 $(3\sim5$ 歳児)については、登園を自粛した日数に応じて、減免を予定しています。

問い合わせ

福祉部 社会福祉課 子ども福祉係 担当:宮川,水馬

T E L 0846-22-7742 F A X 0846-22-5311